

虐待防止のための指針

有限会社 オール・ウェイズ・カンパニー
トータル・ケア・センターやぐるま草
矢車草

当事業所における虐待防止のための指針を、次のとおり定める。

1.事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、本指針を遵守し、虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととする。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は、利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③身体的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は、不当な差別的な言動、その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置、その他利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他の利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2.虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は年に1回以上開催し、次のことを協議します。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は、法人代表取締役とし、構成メンバーは事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成します。

(3) 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、ほかの会議と一体的に行う場合があります。

(4) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び新規採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録により保存します。

4.虐待発生時（事業所内を含む）の報告方法及び対応に関する基本指針

- ①虐待が発生した場合には、速やかに大阪市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ②緊急性が高い事案の場合には、大阪市及び管轄する警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

5.成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、令和7年3月末までにホームページに公表します。

7.その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

〈附則〉

本指針は、令和4年4月1日から施行する。

虐待防止に関する担当者及び責任者

虐待防止に関する責任者	有限会社 オール・ウェイズ・カンパニー 代表取締役 中村 ひろ子
虐待防止に関する担当者	トータル・ケア・センターやぐるま草・矢車草 管理者兼サービス提供責任者 小野原 絹子

虐待防止委員会

(1) 構成

事業所および所属	役職：名前	連絡先
有限会社 オール・ウェイズ・カンパニー	代表取締役 中村 ひろ子	090-3656-9228
トータル・ケア・センターやぐるま草 矢車草	管理者兼サービス提供責任者 小野原 絹子	090-9219-5785 090-5128-1458
トータル・ケア・センターやぐるま草 矢車草	サービス提供責任者 坂田 久仁子	090-8362-1958

(2) 委員会の開催

年に1回以上開催する。その他、必要な都度（事案発生時 等）開催する。

(3) 委員会の役割

- ・ 指針・マニュアルの整備に関すること
- ・ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する
こと
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること